

浄化槽をお使いの皆さまへ

○浄化槽に入ってくるトイレや台所の汚水をきれいに浄化するためには、浄化槽の維持管理が大切です。

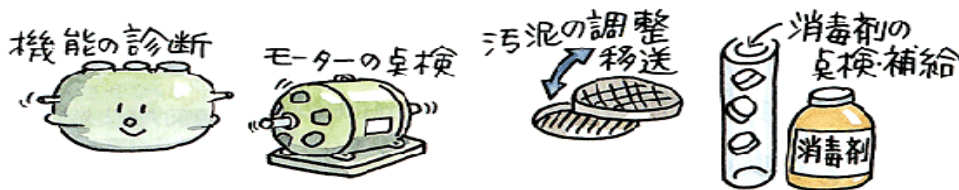
浄化槽の維持管理には、大きくわけて日頃のメンテナンスと法定検査があります。

- 「日頃のメンテナンス」とは、お使いになっている方が行う保守点検及び清掃をいいます。
- 法定検査とは、日頃のメンテナンスが適正にできているかどうかを指定検査機関が診断する「水質に関する検査」のことです。

1. 日頃のメンテナンス

①保守点検

- ・浄化槽のいろいろな稼働状況を調べて、機器の点検・調整・修理や消毒薬の補充等を行います。
- ・全ての浄化槽は、処理方式や人槽によって定められた回数以上の保守点検を実施しなければなりません。
- ・4ヶ月毎に1回以上（年3回以上）保守点検が必要です。
- ・保守点検は専門の業者（浄化槽保守点検業者）へ委託することができます。



②清掃

- ・し尿等を微生物の働きによって浄化しますが、汚泥等が発生するため、汚泥等の引き抜きや洗浄を行います。
- ・全ての浄化槽は、年1回以上（全ばっき式の浄化槽は6ヶ月に1回以上）清掃を実施しなければなりません。
- ・清掃は市町村長の許可を受けた業者に委託することができます。



2. 法定検査(水質に関する検査)

- ・浄化槽が正常に機能しているか、保守点検や清掃が適正に行われているかを総合的に判断するための検査です。
- ・浄化槽法では年に1回の検査を受けることが定められています。
- ・法定検査は、長崎県知事が指定した財団法人長崎県浄化槽協会が行っています。

保守点検や法定検査では、どんなことをおこなうのか。

保守点検(日頃のメンテナンス)	法定検査(水質に関する検査)
<ul style="list-style-type: none"> ○いろいろな装置が正しく働いているかの点検 ○装置や機器の調整・修理 ○スカムや汚泥の状況の確認 ○汚泥の引き抜きや清掃時期の判定 ○消毒剤の補充 …など 	<ul style="list-style-type: none"> ○外観検査(設置状況、設備の稼働状況、水の流れ方の状況、悪臭やハエ等の発生状況、消毒の確認) ○排水の水質検査(水素イオン濃度、BOD、透視度等) ○書類検査(保守点検や清掃の記録など)

保守点検や清掃をきちんとやっているのに、法定検査も受ける必要があるのか。

法定検査は、保守点検や清掃など日頃のメンテナンスが適正に行われているかどうかを確認するために指定検査機関が行うものであり、保守点検とは目的やチェック内容が異なりますので、法定検査を受ける必要があります。

法定検査で「不適正」の通知を受けた場合は。

法定検査を受けた場合は、指定検査機関から検査結果が送付されます。

検査結果に「不適正」の判定が記載されている場合は、施工業者や保守点検業者等に相談し、適切な対応をとって下さい。その際、環境保全課からも指導がある場合もありますので、それに従って改善を図って下さい。

※法令抜粋（保守点検・清掃は、処理方式や浄化槽の種類等によって回数の規定があります）

・浄化槽法第10条第1項

浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年1回(環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数)、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。

・環境省関係浄化槽法施行規則第6条2

浄化槽に関する法第10条第1項の規定による保守点検の回数は、通常の使用状態において、次の表に掲げる期間ごとに1回以上とする。

処理方式	浄化槽の種類	期間
分離接触ばっき方式、嫌気ろ床接触ばっき方式又は脱窒ろ床接触ばっき方式	1 処理対象人員が20人以下の浄化槽	4月
	2 処理対象人員が21人以上50人以下の浄化槽	3月
略	略	略

問い合わせ先

〒857-0851 佐世保市稲荷町1-8

佐世保市環境部 環境保全課

電話： 0956-24-1111(代表)

0956-26-1787(直通)

FAX： 0956-34-4477